

2019年3月4日

株式会社エボラブルアジア

関係者各位

第12期期末配当の源泉徴収手続の相違に関するお詫び及び返金手続きについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、昨年12月25日を効力発生日として株主様にお支払いしました当社第12期期末配当金の一部につき、源泉徴収が不要である配当部分について、誤って源泉徴収を行ってお支払いをしている部分があることが判明いたしました。誤って徴収した金額につきましては、以下の通りご返金手続きを行ってまいります。

該当の株主の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことお詫び申し上げます。

敬具

記

1. 株主様への今後の対応

3/5発送予定で株主様へご説明資料をご送付させて頂くとともに、同日より本件に関するお問い合わせ専用のコールセンターを設置いたします。コールセンターについては、下部をご参照ください。

また、誤って徴収した金額に関する返金手続きについては、以下のように実施いたします。

A) 証券会社で配当金をお受け取りの株主様(株式数比例配分方式)

NISA口座で株式を買付け、比例配分方式で配当金をお受け取りの株主様におかれましては、源泉徴収が行われておりませんので、追加でのお支払いはございません。NISA口座以外で株式を買付け、配当金をお受け取りされた株主様につきましては、返金処理は各証券会社において対応時期が異なりますので、お取引の証券会社にお問い合わせください。なお、当社と株主名簿管理人である信託銀行等との連携が不十分なことにより本件に関する通知が遅れたため、各証券会社における対応が2018年分の確定申告期間内には完了しない場合がございます。重ねてお詫びいたします。

B) 銀行口座振込の株主様

株主様の口座へお振込いたします。(3/5予定)

C) ゆうちょ配当金領収証の株主様

郵送にて振出証書をお送りいたします。(3/5予定)

2. 事象の要因及び再発防止策について

本件期末配当は「その他資本剰余金」を原資とする「資本の払戻し」に該当し、「配当所得(みなし配当を含む)」にあたらぬ部分がございます。今回、配当原資について、配当支払に至る過程での当社と株主名簿管理人である信託銀行等との連携が不十分なことにより証券保管振替機構への交付金銭等情報通知が遅延したことを起因として、本来源泉徴収が不要である一部の株主様に関して誤って源泉徴収を行っている事象及び配当金計算書において配当原資を誤ってお伝えする事象が生じております。

今後は株主名簿管理人(みずほ信託銀行)・証券保管振替機構・各種金融機関・外部専門家等との連携を強化し、開示資料等への配当原資の記載を徹底・強化するなど再発防止に努めて参ります。

<本件に関する株主様からのコールセンター窓口>

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-923-861(専用フリーダイヤル) 平日 9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます)